○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、 総務大臣が別に告示するときを定める等の件 (平成十一年郵政省告示第七百七十六号)

改

正

案

(略)

う。 業者が、 量、 以下「規則」 ボル数、 放送法施)を指定された衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事 又は一秒における基準伝送容量 次に掲げる変更をしようとするとき 行規則 という。 秒における基準シンボル数、 韶 和 第七十条の規定により一秒におけるシ + 五 年電波監理 (以 下 委員会規則第十号。 「伝送容量等」とい 秒における伝送容

1·2 (略)

3 テレビジョ た伝送容量等を減少するとき 査方式及び一の映像の走査線数等の導入によりその指定され |標準テレビジョン放送への変更を伴う場合及び超高精 少ない伝送容量等で送信が可能なデジタル ン放送から高精細 度テレ (高精細度テレ ビジョ 放送又は ビジョン放送か 符号化装置、 標準 細 度 走

4~7 (略)

ビジョン放送

 \mathcal{O}

変更を伴う場合を除く。

8 務の放送の音質、 星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業 衛星基幹放送の業務の合計伝送容量等の範囲内 止 |等を増加するとき 複数の衛星基幹放送の業務の認定を受けている者が、 一を伴う場合を除く。 画質等の (試験放送に係る衛星基幹放送の業務 向 上のためその 指定された伝送容 部 当 \mathcal{O} 衛 該 \mathcal{O}

現

行

(傍線部分は改正部分)

き 行う認定基幹放送事業者が より一秒におけるシンボル数、 「伝送容量等」という。)を指定された衛星基幹放送の業務を 秒における伝送容量、 放送法施行規則 同 上 (以 下 又は一 規 則 次に掲げる変更をしようとすると 秒における基準伝送容量 秒における基準シンボ という。 第七十 -条の 対規定に ル (以 下 数、

1·2 (同上)

ら標準テレビジョン放送への変更を伴う場合を除く。)た伝送容量等を減少するとき(高精細度テレビジョン放送か査方式及び一の映像の走査線数等の導入によりその指定される。少ない伝送容量等で送信が可能なデジタル符号化装置、走

4~7 (同上)

書等を増加するとき
るの放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容と基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の合計伝送容量等の範囲内で、一部の衛

三 た伝送容量等が見合ったものであるとき(高精細度テレビジョ する場合であって、 れた伝送容量等を増加させないで、 衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、その指定さ ン放送から標準テレビジョン放送への変更を伴う場合及び超高 (以下この号において「走査方式等」という。)を指定された)まで又は同条第二項第五号から同項第八号までに掲げる事項 テレビジョン放送への変更を伴う場合を除く。 細度テレ 規則第七十条の規定により同条第一項第八号から同項第十一 ビジョン放送 かつ、変更後の走査方式等にその指定され 項第五号から同項第八号までに掲げる事 から高精細 走査方式等を変更しようと 度テレビジョン放送又は 標 三

<u>の</u> 二 掲げる事項のいずれにも該当するとき 放送に係る試験放送 事 に限 帯を変更する場合であ 項を指定された衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン の業務を行う認定基幹放送事業者が る。 規則第七十条の規定により同 以下 超 高 (衛星基幹放送試験局を用いて行われるも 精 って、 細 温度テレ その変更後 ビジ 条第 彐 ン試験放送」 その指定された放送時 \mathcal{O} 項第十二号に掲げる 放送時 間帯が次に という。

係る いるそれぞれの超高精細度テレビジョン試験放送の業務に n 変更後の使用するトランスポンダ数を勘案し 験放送 総放送 「該認定基幹放送事業者が認定を受けてい 日当たり 0 業務 時 間 に係るトラン 0 (当該 放送 認 時 間 定基 に当 常放送事業者が ス 「該超高精 ポンダ数を乗じて 細 度 テ 認定を受けて た る全ての超 得 ピ ジョン 日 当た

> 号まで又は同条第二項第五号から同項第八号までに規則第七十条の規定により同条第一項第八号から する場合であって、 れた伝送容量等を増加させないで、 ン放送から標準テレビジョン放送へ 衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、 た伝送容量等が見合ったものであるとき (以下この号において「走査方式等」という。) かつ、 変更後の走査方式等にその指定され の変更を伴う場合を除く。 走査方式等を変更しようと 項第八号から同項第 (高精) 細 を指定された 度テレビジョ その指定さ 掲げる事 + 項

四•五 (略)	四·五 (略)
	9
	う他の認定基幹放送事業者の放送時間帯と重複しないこと
	の周波数を使用して超高精細度テレビジョン試験放送を行
	2 変更後の放送時間帯が、当該認定基幹放送事業者と同一
	間をいう。)が十二時間以内であること。
	高精細度テレビジョン試験放送の業務について合計した時